

目標Ⅰ すこやかに育つ子どもたち

現行計画

検討案

◆取組みの柱1 すこやかな妊娠・出産の支援
現状と課題

全国的に晩産化の傾向が続いています。区においても母親の第1子出産年齢の上昇傾向が見られ、35歳以上での第1子出産の割合は、平成15年では16.7%でしたが、平成25年では28.7%とこの10年間で大きく増えています。出産年齢の高齢化に伴い、妊婦の親世代も高齢となり、妊娠や出産に向けての支援を受けにくい状況にあります。

一方で、若い世代の妊娠・出産も一定割合見られ、妊娠や出産の知識不足から生じるリスクへの対応も必要なことから、妊婦の年齢や状況に応じた支援が必要となっています。

区の合計特殊出生率は、近年増加傾向にあるものの、東京都や23区平均よりも低く、少子化が進行しています。また、都市部特有の核家族化や地域コミュニティの希薄化の傾向も依然として続いており、孤立した環境の中で子どもを産み育てることによる不安感や困難さを感じやすい状況にあります。

「中野区子ども・子育てアンケート調査」においても、区に進めてほしい子育て支援策として、出産・退院後に家事や育児への支援を望む割合が、平成20年度の調査時よりも増加しており、安心して出産・育児をするための支援の拡充が求められています。また、親が妊娠や出産、育児に喜びを感じ、育児の不安や困難さに伴うストレスが子どもに影響しないように支援を進めることが重要です。

区の合計特殊出生率は、近年増加傾向にあるものの、東京都や23区平均よりも低く、少子化が進行しています。また、都市部特有の核家族化や地域コミュニティの希薄化の傾向も依然として続いており、孤立した環境の中で子どもを産み育てることによる不安感や困難さを感じやすい状況にあります。

また、全国的に晩産化の傾向が続いています。区においても母親の第1子出産年齢の上昇傾向が見られ、35歳以上での第1子出産の割合はこの10年間で大きく増えています。出産年齢の高齢化に伴い、妊婦の親世代も高齢となり、妊娠や出産に向けての支援を受けにくい状況にあります。

一方で、若い世代の妊娠・出産も一定割合見られ、妊娠や出産の知識不足から生じるリスクへの対応も必要なことから、妊婦の年齢や状況に応じた支援が必要となっています。

↑ 記載順を変更

不妊等にかかる相談等も含め、妊娠・出産・子育て期の養育環境をきめ細かく把握し、ライフステージ、家庭環境の変化、子どもの発達等に応じた支援に早期につなげる、トータルケア体制を確立する必要があります。

親が妊娠や出産、育児に喜びを感じ、育児の不安や困難さに伴うストレスが子育ての負担感につながらないように、支援を進めることが重要です。

◆目標達成に向けた主な取組み ※★は需要見込みと確保方策を定める事業

(1) 妊娠期からの切れ目ない相談・支援機能の充実

<p>①すこやか福祉センターにおける相談・支援【地域ケア分野、子育て支援分野】</p> <p>すこやか福祉センターにおいて、妊婦や子育て家庭の健康と養育環境を把握し、妊娠中から出産育児期へと切れ目ない相談・支援を行います。</p> <p>乳幼児を育てている保護者に対して交流の場を提供し、子育て相談や子育てに関する講座等を実施することで、子育て家庭の孤立感や子育ての負担感の解消を図ります。これらの支援を通じて子育て家庭の養育環境の把握に努め、継続的に支援を必要とする家庭については個別相談・支援を行います。</p> <p>また、妊娠期からの情報を一元管理し、身近な地域で一貫した支援が行えるよう、コーディネート機能を強化します。</p>	<p>① 妊娠・出産・子育てトータルケア事業の推進 (★)【地域ケア分野、子育て支援分野】</p> <p>すこやか福祉センターと子ども家庭支援センターは連携して、妊婦や子育て家庭の健康と養育環境を把握し、妊娠前から出産育児期へと切れ目ない相談・支援を行います。妊娠期からの情報を一元管理するシステムを検討し、身近な地域で一貫した支援が行えるよう、コーディネート機能を強化します。</p> <p>ア 産前支援 妊娠届を提出した全妊婦および支援を必要とする産婦を対象に、個別の支援プラン（かんがるープラン）を作成し、必要な支援へとつなげます。</p> <p>イ 産後支援 こんにちは赤ちゃん訪問（新生児と産婦の家庭を生後4か月までの間に訪問し、相談支援する事業）を出産後早期に実施し、新生児のいる区内全家庭の養育環境等を把握するとともに、相談や子育て支援サービスに関する情報提供を行います。継続的な支援が必要な家庭に対しては、保健師や助産師等の専門的なフォローアップを実施し、相談・支援を行うとともに、地域の関係機関と連携しながら支援していきます。</p> <p>出産後間もない母子に対し、家族等の援助が受けられず支援が必要な方を対象として、助産院等への宿泊を利用して母親への心身のケアや育児指導等を行うショートステイ事業、日帰りで実施するデイケア事業、育児援助や母親に対するケアを行う支援者を居宅に派遣するケア支援者派遣事業家を実施します。</p>
<p>②妊娠期における健康診査や保健指導 (★) 【地域ケア分野、子育て支援分野】</p> <p>全妊婦を対象に、14回分の妊婦健康診査受診票を交付し、一定金額を上限として助成します。また、歯科疾患にかかりやすい妊婦や産後1年までの産婦を対象とした歯科健康診査と保健指導を区内の指定医療機関において無料で行います。</p> <p>妊娠期間中に保健師や助産師等の専門的なフォローアップを実施し、相談・支援を行うとともに、母子保健に係ることや出産から産後にかけてのさまざまな支援についての情報提供等により、安心して出産に臨めるよう一人ひとりの状況に応じたサポートを継続的に行います。</p>	<p>②妊娠期における健康診査 (★) 【地域ケア分野、子育て支援分野】</p> <p>全妊婦を対象に、14回分の妊婦健康診査受診票を交付し、一定金額を上限として助成します。また、歯科疾患にかかりやすい妊婦や産後1年までの産婦を対象とした歯科健康診査と保健指導を区内の指定医療機関において無料で行います。</p> <p>(①妊娠・出産・子育てトータルケア事業の推進へ統合)</p>
<p>③産後支援の充実 (★) 新規・拡充 【地域ケア分野、子育て支援分野】</p> <p>こんにちは赤ちゃん訪問（新生児と産婦の家庭を生後4か月までの間に訪問し、相談支援する事業）を出産後早期に実施し、新生児のいる区内全家庭の養育環境等を把握するとともに、相談や子育て支援サービスに関する情報提供を行います。継続的な支援が必要な家庭に対しては、地域の関係機関と連携しながら支援していきます。</p> <p>産前産後の家事や育児について、家族等の援助が受けられず日常生活に支障がある方を対象に、家事や育児等の援助や母親に対するケアを行うヘルパーを派遣し、在宅における産前産後の子育て家庭を支援します。また、助産院等を活用した産後ケア*(ショートステイ・デイケア)を実施します。</p>	<p>(①妊娠・出産・子育てトータルケア事業の推進へ統合)</p>

<p>(新規)</p>	<p>③妊娠を望む区民へのきめ細かい相談・支援 【子育て支援分野】 すこやか福祉センターや子ども総合相談窓口での相談事業、専門医による年6回の不妊専門相談、ピアカウンセラー相談会の実施など、妊娠を望む区民へのきめ細かい支援を行います。</p>
<p>(新規)</p>	<p>④若年層を対象とした妊娠・出産等に対する理解促進 【子育て支援分野】 妊娠・出産についての正しい知識・理解を身に付け、自らのライフプランの中に子育てを位置づけてもらうことを目的に、区内の中学校、高校、大学や保護者等を対象としたライフプラン講座を実施します。また、成人のつどい等のイベント等での啓発を行い、結婚や妊娠・出産を意識したライフデザインへの理解促進を図ります。</p>
<p>④育児不安・困難を抱える母親に対する取組み 【地域ケア分野】 育児不安・困難を抱える母親のグループミーティングや医師や保健師等の専門職員による相談事業を行います。また、こんにちは赤ちゃん訪問時と3か月児健診時に、産後うつアンケート（母親のメンタルアンケート）を行い、ハイリスク者には保健師による個別相談及び心理相談員、医師による専門相談により、母親への支援を実施します。</p>	<p>⑤育児不安・困難を抱える母親に対する取組み 【地域ケア分野】 育児不安・困難を抱える母親のグループミーティングや医師や保健師等の専門職員による相談事業を行います。また、こんにちは赤ちゃん訪問時と3か月児健診時に、産後うつアンケート（母親のメンタルアンケート）を行い、ハイリスク者には保健師による個別相談及び心理相談員、医師による専門相談により、母親への支援を実施します。</p>
<p>(新規)</p>	<p>⑥地域における包括的な子育て支援ネットワークの強化 【地域ケア分野】 子育てひろば事業を実施する団体や子育てグループと地域間で情報共有を行い、子育て支援のネットワークを強化するなど、子どもと子育て世帯の問題・課題を地域の中で共有し、解決に向けた取組を進めます。 学校や次世代育成委員、育成活動団体や青少年育成地区委員会などの子どもの育成団体等だけでなく、町会・自治会、友愛クラブ連合会、民生・児童委員など地域の力を活用し、地域全体で連携を図りながら子どもを支える環境づくりを推進していきます。</p>

目標Ⅰ すこやかに育つ子どもたち

現行計画

検討案

◆取組みの柱2 子どもの健康増進
現状と課題

健康の維持・増進は、子どもたちがすこやかに成長・発達し、将来自立して幸せな生活を営んでいくためには欠かせません。特に子どもたちの生活習慣は、将来の生活の基礎となり、生涯にわたる健康づくりの基盤を築くうえで大切です。

しかし、近年、朝食の摂食率の低さや就寝時間の遅さなどの生活習慣の乱れによる子どもたちの健康状態の悪化が懸念され、子どもたちの生活習慣の改善が求められてきています。特に食生活については、食をめぐる環境の変化に伴って、食に対する意識や理解が薄れつつある状況です。このため、食事の大切さを認識し、食に対する安全や栄養等の正しい知識と習慣を身につけることが必要です。そのほか、アレルギー疾患や麻しん等の感染症をはじめ、子どもの健康に関する課題が社会的にも問題になっています。

健康診査での結果などから、子どもたちの健康上の問題を早期に発見し、保護者も子どもも健康づくりに対する知識を深め、子育て家庭が自主的に健康管理を行っていくことが大切です。

健康・体力の維持・増進は、子どもたちがすこやかに成長・発達し、将来自立して幸せな生活を営んでいくためには欠かせません。特に子どもたちの生活習慣は、将来の生活の基礎となり、生涯にわたる健康づくり・体力づくりの基盤を築くうえで大切です。

しかし、近年、朝食の摂食率の低さや就寝時刻の遅さなどの生活習慣の乱れによる子どもたちの健康状態の悪化が懸念され、子どもたちの生活習慣の改善が求められてきています。特に食生活については、食をめぐる環境の変化に伴って、食に対する意識や理解が薄れつつある状況です。このため、食事の大切さを認識し、食に対する安全や栄養等の正しい知識と習慣を身につけることが必要です。そのほか、アレルギー疾患や麻しん等の感染症をはじめ、子どもの健康に関する課題が社会的にも問題になっています。

健康診査での結果などから、子どもたちの健康上の問題を早期に発見し、保護者も子どもも健康づくりに対する知識を深め、子育て家庭が自主的に健康管理を行っていくことが大切です。

体力はすべての活動の源であり、人の成長・発達を支える重要な要素です。乳幼児の運動遊び、休み時間や放課後の外遊び、オリンピック・パラリンピック教育の推進等により、子どもたちが運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、基礎体力を育んでいくことが重要です。

◆目標達成に向けた主な取組み

(1) 子どもの健康管理の充実

<p>①乳幼児健康診査の充実 【地域ケア分野】 乳幼児健康診査を実施し、子どもの疾病や障害の早期発見、早期治療に結びつけ、子どもの健康の向上を目指します。また、育児不安などの相談に応じ、必要な場合は継続的な支援を行います。さらに、子育てサービスの情報を提供するなど地域の関係機関と連携した乳幼児健康診査の充実を図ります。</p>	<p>①乳幼児健康診査の充実 【地域ケア分野】 乳幼児健康診査を実施し、子どもの疾病や障害の早期発見、早期治療に結びつけ、子どもの健康の向上を目指します。また、育児不安などの相談に応じ、必要な場合は継続的な支援を行います。さらに、子育てサービスの情報を提供するなど地域の関係機関と連携した乳幼児健康診査の充実を図ります。</p>
<p>②子どもの歯と口の健康づくり 【地域ケア分野、子育て支援分野】 歯科健康診査を実施するとともに、関係機関との連携を進め、口腔機能の育成期となる乳幼児期の子どもの歯と口の健康づくりを推進していきます。 子どもの口腔機能の発達に応じたケアなど、健康づくりについて相談できる「かかりつけ医師」を持つよう、妊産婦歯科健康診査等により啓発を行います。 また、<u>甘味飲料の摂取に関する正しい知識の普及を図る</u>など、生活習慣改善の指導や歯科健康教育、個々の状況に応じた相談を行います。</p>	<p>②子どもの歯と口の健康づくり 【地域ケア分野、子育て支援分野】 歯科健康診査を実施するとともに、関係機関との連携を進め、口腔機能の育成期となる乳幼児期の子どもの歯と口の健康づくりを推進していきます。 子どもの口腔機能の発達に応じたケアなど、健康づくりについて相談できる「かかりつけ医師」を持つよう、妊産婦歯科健康診査等により啓発を行います。 また、<u>正しい歯磨き習慣や甘味飲料の摂取に関する正しい知識の普及を図る</u>など、生活習慣改善の指導や歯科健康教育、個々の状況に応じた相談を行います。</p>
<p>③感染症等の予防対策 【保健予防分野、地域ケア分野】 保護者が予防接種の受診について適切に判断できるよう、こんにちは赤ちゃん訪問時などに基本的な情報を提供し、予防接種を勧奨します。 また、MR*（風しん・麻しん）の接種期間を過ぎてしまった場合の予防接種費用、及び任意予防接種である<u>流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン接種</u>の費用を助成し、発病や重症化、流行の拡大を防止します。</p>	<p>③感染症等の予防対策 【保健予防分野、地域ケア分野】 保護者が予防接種の受診について適切に判断できるよう、こんにちは赤ちゃん訪問時などに基本的な情報を提供し、予防接種を勧奨します。 また、MR*（風しん・麻しん）の接種期間を過ぎてしまった場合の予防接種費用、及び任意予防接種である<u>流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチン、ロタウイルスワクチン、インフルエンザワクチン</u>接種の費用を助成し、発病や重症化、流行の拡大を防止します。</p>
<p>④アレルギーへの対応 【地域ケア分野、学校教育分野、保育園・幼稚園分野】 乳幼児を持つ保護者を対象に喘息やアレルギー疾患の予防についての教室を開催します。また、保育施設や小・中学校での給食については、保護者や医師等からの情報を確実に共有し適切に対応することで、食物アレルギーによる事故を防止します。</p>	<p>④アレルギーへの対応 【地域ケア分野、学校教育分野、保育園・幼稚園分野】 乳幼児を持つ保護者を対象に喘息やアレルギー疾患の予防についての教室を開催します。また、保育施設や小・中学校での給食については、保護者や医師等からの情報を確実に共有し適切に対応することで、食物アレルギーによる事故を防止します。</p>

(2) 健康づくりのための生活習慣確立に向けた支援

<p>①保育施設・幼稚園等における実践に基づく身体づくり 【保育園・幼稚園分野】 子どもの運動能力の維持・向上に寄与するため、子どもたちが身体を活発に使う遊べる楽しさを学べるよう、区の子どもの実態調査に基づき策定した「中野区運動あそびプログラム*」の保育施設・幼稚園等への普及を図ります。</p>	<p>①保育施設・幼稚園等における実践に基づく身体づくり 【保育園・幼稚園分野】 子どもの運動能力の維持・向上に寄与するため、子どもたちが身体を活発に使う遊べる楽しさを学べるよう、区の子どもの実態調査に基づき策定した「中野区運動あそびプログラム*」の保育施設・幼稚園等への普及を図ります。 <u>また、0歳から3歳を対象とした運動遊びのプログラムを新たに作成し、乳幼児期からすこやかに成長・発達できるよう、保育施設だけでなく家庭への普及を進めていきます。</u></p>
<p>②健康的な生活習慣の確立支援 【学校教育分野】 学校における体育・健康に関する指導の充実を図り、健康的な生活習慣の確立を目指します。特に、児童・生徒の体力については、体力調査を毎年実施し、<u>体力向上に向けた指導の工夫・改善</u>に活かしていきます。 また、子どもの体力や規則正しい生活習慣の重要性についての理解や認識を深めてもらうために、親子元気アップ事業*を継続して実施し、保護者への啓発を図ります。</p>	<p>②健康的な生活習慣の確立、体力向上に向けた取組み 【学校教育分野】 学校における体育・健康に関する指導の充実を図り、健康的な生活習慣の確立を目指します。特に、児童・生徒の体力については、体力調査を毎年実施し、<u>各学校において策定・実施している体力向上プログラムを改善し、体力向上に向けた指導の工夫に活かしていきます。</u>また、<u>休み時間や体育の時間などで教員と児童と一緒に体を動かしたり、放課後の外遊びを推進したりするなど、遊びを通じた体力づくりを図っていきます。</u> 子どもの体力や規則正しい生活習慣の重要性についての理解・や認識を深めてもらうために、親子元気アップ事業*を継続して実施し、保護者への啓発を図ります。</p>

<p>③食生活習慣の改善に向けた取組み 【地域ケア分野、地域支援分野、学校教育分野】 すこやか福祉センターにおいて、食育講習会をはじめ、健康づくりを推進するための講座等を実施し、栄養改善の知識の普及と食生活習慣の改善の支援を図ります。 小・中学校においては、学校給食で食に対する指導を行うとともに、<u>教科や学校活動の中</u>に食育*を位置付けて推進します。</p>	<p>③食生活習慣の改善に向けた取組み 【地域ケア分野、地域支援分野、学校教育分野】 すこやか福祉センターにおいて、食育講習会をはじめ、健康づくりを推進するための講座等を実施し、栄養改善の知識の普及と食生活習慣の改善の支援を図ります。小・中学校においては、学校給食で食に対する指導を行うとともに、教科や<u>学校行事等の年間指導計画</u>に食育*を位置付けて推進します。</p>
<p>(新規)</p>	<p>④オリンピック・パラリンピックを契機とした体力向上の取組み 【保育園・幼稚園分野、学校教育分野】 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機とした取組みを通じ、子どもたちの体力向上や、日常的な運動習慣の定着を図ります。</p>

目標Ⅰ すこやかに育つ子どもたち

現行計画

検討案

◆取組みの柱3 子どもへの虐待の未然防止と適切な対応
現状と課題

一般世帯に占める核家族世帯の割合は依然として高く、近隣関係の希薄化ともあわせて、子育て家庭が孤立しやすく、子育てに対する不安を感じやすい状況にあります。

また、父親が平日に子どもと接する時間がほとんどなく、母親への育児負担が大きくなっています。

区における虐待対応人数は、平成21年度から22年度にかけて増加し、以降平成25年度までほぼ横ばい状態となっており、なかなか減少しない状況です。

虐待を引き起こす要因は、子育てに関する不安や悩みだけでなく、配偶者からの暴力によるもの、保護者の疾病によるものなど複雑化しています。

虐待を未然に防ぎ、早期対応を図るためには、出生後間もない時期から、養育状況を把握し、母親の育児不安の早期解消や養育支援を行うことが必要です。特に、支援が必要となる子育て家庭については、妊娠期からの関わりも必要であり、行政や関係機関によるアプローチが非常に重要です。

今後、児童相談所業務の区への移管にあわせ、一貫した児童相談・支援体制を構築し、虐待への対応を一層強化することが求められています。

虐待を引き起こす要因は、子育てに関する不安や悩みだけでなく、配偶者からの暴力によるもの、保護者の疾病によるものなど複雑化しています。

虐待を未然に防ぎ、早期対応を図るためには、出生後間もない時期から、養育状況を把握し、母親の育児不安の早期解消や養育支援を行うことが必要です。特に、支援が必要となる子育て家庭については、妊娠期からの関わりも必要であり、行政や関係機関によるアプローチが非常に重要です。

一般世帯に占める核家族世帯の割合は依然として高く、近隣関係の希薄化ともあわせて、子育て家庭が孤立しやすく、子育てに対する不安を感じやすい状況にあります。

区における虐待対応件数は、減少傾向にはありますが、例年100件を超える対応件数となっています。

↑記載順変更

区における児童虐待の現状を踏まえ、よりきめ細やかな対応を図ることができるよう、児童相談所の設置にあわせ、一貫した児童相談・支援体制を構築し、虐待への対応をより一層強化することが求められています。

◆目標達成に向けた主な取組み

(1) 虐待の未然防止、早期発見・対応に向けた施策の充実

<p>①虐待の未然防止と早期発見【地域ケア分野、子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】 こんには赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査など、子育て家庭と接するあらゆる機会の活用や子ども施設との連携により、子育て家庭の状況を把握し、適切な相談・支援につなげていきます。 特に乳幼児健康診査未受診の家庭などについては、家庭訪問などを行い、<u>所在不明の子どもや子育て家庭の状況把握</u>に努めます。 すこやか福祉センターをはじめ、子育て家庭の親子が集える身近な場で地域子育て支援拠点事業を実施し、保護者が交流できる場を提供するとともに、子育て相談や子育てに関する講座等を実施することで、子育て家庭の孤立感や子育ての負担感の解消を図ります。<u>これらの事業を通じて継続的に支援を必要とする家庭の早期発見に努め、個別相談・支援を行います。</u> <u>子ども家庭支援センター及びすこやか福祉センターでの子育て相談、巡回育児相談、地域育児相談会などにより、必要な支援を行います。</u></p>	<p>①虐待の未然防止と早期発見【地域ケア分野、子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】 <u>妊娠・出産・子育てトータルケア事業の推進や</u>こんには赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査など、子育て家庭と接するあらゆる機会の活用や子ども施設との連携<u>を通じて</u>、子育て家庭の状況を把握し、適切な相談・支援につなげていきます。 特に乳幼児健康診査未受診の家庭などについては、家庭訪問などを行い、<u>子育て家庭の状況把握や所在不明の子どもの把握</u>に努めます。 すこやか福祉センターをはじめ、子育て家庭の親子が集える身近な場で地域子育て支援拠点事業を実施し、保護者が交流できる場を提供するとともに、子育て相談や子育てに関する講座等を実施することで、子育て家庭の孤立感や子育ての負担感の解消を図ります。 <u>すこやか福祉センターと子ども家庭支援センターとの連携を強化し、継続的に支援を必要とする家庭の早期発見に努め、個別相談・支援を行います。</u></p>
<p>②保護者や区民に対する虐待防止・早期発見のための広報活動の充実 【子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】 子育て家庭を見守り、子どもへの虐待防止・発見につなげるため、保護者や区民に対する啓発を継続的にを行います。</p>	<p>②保護者や区民に対する虐待防止・早期発見のための広報活動の充実 【子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】 子育て家庭を見守り、子どもへの虐待防止・発見につなげるため、保護者や区民に対する啓発を継続的にを行います。</p>
<p>③養育支援訪問事業(★)【地域ケア分野、子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】 養育支援が特に必要と判断された世帯を保健師等が訪問して子どもの養育に関する指導・助言を行うとともに、養育・育児支援ヘルパー*を派遣して養育環境の維持・改善を図ります。</p>	<p>③養育支援訪問事業(★)【地域ケア分野、子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】 養育支援が特に必要と判断された世帯を保健師等が訪問して子どもの養育に関する指導・助言を行うとともに、養育・育児支援ヘルパーを派遣して養育環境の維持・改善を図ります。</p>
<p>④虐待対応体制の推進(★) 【子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】 子ども家庭支援センターに配置している虐待対策コーディネーター*により、関係機関との連携強化及び虐待対応ケースの進行管理を行います。子ども家庭心理専門支援員による保育園等職員への保護者支援の研修、児童相談所への職員派遣研修を実施し、職員の虐待対応力・相談能力の向上を図るとともに、児童相談所移管に向け、障害児や非行など子どもや子育てに関するあらゆる相談に対応できるよう、人材の確保と育成を行い、虐待に対する取組みの強化を図ります。</p>	<p>④虐待対応体制の推進(★)【地域ケア分野、子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】 子ども家庭支援センターに配置している虐待対策コーディネーター*により、関係機関との連携強化及び虐待対応ケースの進行管理を行います。子ども家庭心理専門支援員による保育園等職員への保護者支援の研修、児童相談所への職員派遣研修を実施し、職員の虐待対応力・相談能力の向上を図るとともに、児童相談所<u>設置</u>に向け、障害児や非行など子どもや子育てに関するあらゆる相談に対応できるよう、人材の確保と育成を行い、虐待に対する取組みの強化を図ります。</p>
<p>⑤虐待防止ネットワークの充実(★) 【子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】 中野区要保護児童対策地域協議会を<u>活用し、学校や幼稚園、保育園、児童相談所、医療機関などの関係機関と連携して</u>支援が必要な家庭の把握に努め、子どもへの虐待の未然防止に取り組むとともに、要保護児童を早期に発見し、迅速かつ適切な支援を行います。特に虐待ケースについての進行管理を行い、地域における支援状況等の確認・把握に努め、適切な支援につなげます。</p>	<p>⑤虐待防止ネットワークの強化(★) 【子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】 <u>民生・児童委員、医療機関、警察、社会福祉協議会等から構成される</u>中野区要保護児童対策地域協議会<u>の体制を強化し、教育・保育施設等関係機関との連携を強化することで、</u>支援が必要な家庭の把握に努め、子どもへの虐待の未然防止に取り組むとともに、要保護児童を早期に発見、迅速かつ適切な支援を行います。特に虐待ケースについての進行管理を行い、地域における支援状況等の確認・把握に努め、適切な支援につなげます。</p>

<p>(新規)</p>	<p>⑥子ども期から若者期における総合的な支援体制の構築（★） 【子育て支援分野(子ども家庭支援センター)】 子ども期から若者期の本人や家庭における課題についての専門相談、支援、措置、家庭・社会復帰までを総合的に実施できる体制を構築するため、（仮）総合子どもセンターの設置に向けた検討を進めます。児童相談所機能に加え、虐待等専門相談、教育相談、若者支援、適応指導、就学相談機能の有機的な連携を図ります。</p>
<p>⑥育児不安・困難を抱える母親に対する取組み（1-1 再掲）</p>	<p>⑦育児不安・困難を抱える母親に対する取組み（1-1 再掲）</p>

目標Ⅰ すこやかに育つ子どもたち

現行計画

検討案

◆取組みの柱4 障害や発達に課題がある子どもへの支援
現状と課題

療育センターアポロ園における療育相談などの専門相談窓口だけでなく、身近な子育て相談の場であるすこやか福祉センターなどでも、子どもの心身の発達に関する相談が増えています。また、保育園や幼稚園、小・中学校、学童クラブにおいても、特別な支援を必要とする子どもが増加している状況です。特に発達に課題がある子どもの増加傾向が顕著となっています。

発達について支援を必要としている子どもが、住み慣れた地域ですこやかに成長していくためには、子ども自身はもとより、親や家族にとっても地域での支えが不可欠です。子ども一人ひとりに応じた支援を一貫して行っていくとともに、地域全体に心身の発達支援を必要としている子どもへの理解や障害に関する知識の浸透を図っていくことが必要です。また、すべての子どもが等しく教育・保育を受けられるようにするという子ども・子育て支援法の観点を踏まえ新たな対応も求められています。

身近な子育て相談の場であるすこやか福祉センターを始めとして、療育センターアポロ園やゆめなりあにおける療育相談などの専門相談窓口では、子どもの心身の発達に関する相談が増えています。

特に発達に課題があり特別な支援を必要とする子どもが増えています。

発達について支援を必要としている子どもが、住み慣れた地域ですこやかに成長していくためには、専門的な支援とともに、子ども自身はもとより、親や家族にとっても地域での支えが不可欠です。そのためには、地域全体が障害や発達に課題がある等支援を必要としている子どもへの理解や知識の浸透を図っていくことが必要です。

すべての子どもが等しく教育・保育を受けられるようにするという子ども・子育て支援法の観点を踏まえ、すこやか福祉センターが中心となり、地域、アポロ園、ゆめなりあ等の専門的な支援との連携・情報共有等の体制を構築し、地域で育ち、共に生きるための地域ぐるみの支援を充実していく必要があります。

◆目標達成に向けた主な取組み

(1) 成長過程に応じた、一貫した療育・発達支援対策

<p>①成長過程を通じて一貫した発達支援対策の推進 【子育て支援分野】</p> <p>初期相談からの継続した支援を行うために、保護者の相談や関係施設との連携を必要とする子どもへの支援課題の整理や、成長を綴っていくサポートファイルの作成、成長ステージごとの移行支援会議*や個別支援計画*の調整を行います。また、発達支援の推進会議により、連携支援課題を整理していきます。</p>	<p>①ライフステージに応じた関係機関連携と切れ目のない支援体制の強化 【子育て支援分野、地域ケア分野】</p> <p>「子どもの成長が気になる」段階における相談から継続した支援を行うために、母子保健、福祉、医療、保育、教育等の関係者が確実に連携する体制を作っていきます。また、切れ目のない一貫した支援を行うために、サポートファイルの活用、申送りや個別支援計画会議を有益なものとするための仕組みの見直しを行います。</p> <p>早期からつながった一貫した支援が、中学校卒業後や成人期への移行の際にも継続できる支援体制を構築します。</p>
<p>②障害児支援施策の推進 【子育て支援分野、障害福祉分野】</p> <p>療育センターアポロ園のほか、<u>重度・重複障害児通所支援施設</u>や<u>知的・発達等障害児通所支援施設</u>による通所支援事業、一時保護事業を行います。平成 28 年度には区南部に障害児通所支援施設を整備し、南部地域利用者の利便性の向上を図り、支援施策の基盤整備を進めます。</p> <p>指定医療機関において機能の回復に必要な医療の給付（育成医療給付）、ホームヘルプ、短期入所など障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付（介護給付・訓練等給付）や児童福祉法に基づく児童発達支援事業*や放課後等デイサービス事業*などの障害児通所支援給付を行います。また、緊急一時保護事業や、通学の移動支援事業（地域生活支援事業）も実施します。</p>	<p>②障害児支援施策の推進 【子育て支援分野、障害福祉分野】</p> <p>療育センターアポロ園及びゆめなりあのほか、子ども発達センターたんぼぼ、放課後デイサービスセンターみずいろによる通所支援事業、一時保護事業を行います。</p> <p>指定医療機関において機能の回復に必要な医療の給付（育成医療給付）、ホームヘルプ、短期入所など障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付（介護給付・訓練等給付）や児童福祉法に基づく児童発達支援事業*や放課後等デイサービス事業*などの障害児通所支援給付を行います。また、緊急一時保護事業や、通学の移動支援事業（地域生活支援事業）も実施します。</p>
<p>③発達相談の充実 【地域ケア分野、子育て支援分野】</p> <p>子育ての悩みの身近な相談場所として、すこやか福祉センターや療育センターアポロ園で発達相談を行うほか、保育園・幼稚園などを訪問し、発達についての初期相談を行います。また、アポロ園では、保護者の集いやニュース発行による保護者同士の交流及び情報提供等を行い、支援します。</p> <p>平成 28 年度に開設する区南部の障害児通所支援施設においても発達相談を実施し、南部地域利用者の利便性の向上を図ります。</p>	<p>③発達相談・支援の充実 【地域ケア分野、子育て支援分野】</p> <p>身近な地域のすこやか福祉センターにおける一般相談・発達相談や療育センターアポロ園及びゆめなりあによる専門的な療育相談の実施により相談支援体制の強化を図ります。</p> <p>療育センターアポロ園やゆめなりあによる保育園や幼稚園等への巡回訪問支援の充実及び障害児通所支援事業所への助言等により支援力の向上を図り、後方支援の強化を行います。</p>
<p>(新規)</p>	<p>④就園・就学・学校卒業後の相談体制の充実 【保育園・幼稚園分野、学校教育分野、子育て支援分野】</p> <p>ライフステージの節目ごとにおいて、一人ひとりの発達状況に応じた最適な支援につなげるための、相談支援の仕組みの整備と機能強化を図ります。さらに、支援内容と生活の様子とをアセスメントし、継続的かつ総合的に支援していく幅広い相談支援体制の構築を検討していきます。</p>

<p>④障害児対応の推進 (★7) 【保育園・幼稚園分野、地域ケア分野】 保育園や幼稚園、学童クラブ等での障害児の受け入れ体制の整備を図ります。また、集団保育が困難な乳幼児が自宅で保育を受けられる居宅訪問型保育事業により、保育サービスの提供を進めます。</p>	<p>⑤障害児対応の推進 【保育園・幼稚園分野、地域ケア分野、子育て支援分野】 幼稚園・保育施設等や学童クラブ等において、障害児や発達に課題のある児童の受入体制の整備を図るとともに、医療的なケアが必要な子どもについては、居宅訪問型保育事業を実施します。 また、療育センターアポロ園及びゆめなりあによる巡回訪問指導や研修等の取組みにより教職員の理解促進、知識や対応力の向上に努めていきます。</p>
<p>⑤特別支援教室への巡回指導の実施 【学校教育分野】 区立小学校に特別支援教室*を整備し、情緒障害等特別支援学級*を拠点として巡回指導を行います。平成 27 年度にモデル事業を開始し、平成 28 年度からは全区立小学校において実施します。</p>	<p>⑥特別支援教育の充実 【学校教育分野】 全区立小学校に特別支援教室*を整備し、情緒障害等特別支援学級を拠点として巡回指導を継続して行うとともに、中学校への特別支援教室設置のための検討を進めます。また、活動の工夫や特別支援教育の充実により障害等の理解促進に努めます。</p>
<p>(新規)</p>	<p>⑦保護者・家族への支援の充実 【子育て支援分野】 「子どもの成長が気になる」段階から保護者に寄り添った相談・支援を行います。また、子どもの発達に関する情報の提供やペアレントメンターの活用等、保護者同士がつながることができるような取り組みを進めます。</p>

(2) 地域における支援体制の構築と理解促進

<p>(新規)</p>	<p>①地域支援体制の構築 【子育て支援分野】 専門的な機能を活かした地域における障害児支援体制の整備を行うため、(仮称)総合子どもセンターを核とし、すこやか福祉センター、障害児通所支援施設、関係機関等の位置づけと役割を整理し、区全体の重層的な地域支援のネットワークを構築するとともに、子どもの発達状況に応じて必要な支援を行うことができるよう具体的な連携の仕組みを整えていきます。 専門員による障害児支援利用計画の作成により、必要な支援を計画的に受けることができるよう、障害児相談支援事業所の整備をすすめます。</p>
<p>(新規)</p>	<p>②地域社会の障害に対する理解の促進 【子育て支援分野】 全ての人々が地域でともに生活していくために、地域社会が子どもの障害や発達特性の理解を深め、具体的な配慮や支援が実行できるよう、区民講演会や発達支援ハンドブック等により区民への理解促進を図ります。</p>

目標Ⅰ すこやかに育つ子どもたち

現行計画

検討案

◆取組みの柱5 家庭の子育て力の向上
現状と課題

少子化の進行とともに、兄弟姉妹の数も少なくなり、乳幼児とふれあう機会や子育ての知識を学ぶ機会が不足しています。そのため、育児体験に恵まれないまま親になる人が少なくありません。次代の親となる若い世代の人々が、子育ての楽しさや喜びを体験する機会が増え、経験を通じて、子どもを産み育てることの意義や家庭の大切さについての理解を深めることが不可欠です。

家庭は子どもにとって生活の場であり、基本的な生活習慣や倫理観などを身につける場です。母親のみならず、父親も含め家庭が確かな養育力を身につけ、自信と責任感を持って子どもを育て、子どもの成長に生きがいと喜びを感じられるよう、地域の中で親自身が成長していけるための支援を進めていくことも必要となります。そのためには、男女が共に子育てに向き合えるよう、ワーク・ライフ・バランス*が図られた雇用環境の整備も求められます。

また、家庭の子育て力の向上のためには、子育て家庭のニーズに対応した十分な情報を提供していく必要があります。

少子化の進行とともに、兄弟姉妹の数も少なくなり、乳幼児とふれあう機会や子育ての知識を学ぶ機会が不足しています。そのため、育児体験に恵まれないまま親になる人が少なくありません。次代の親となる若い世代の人々が、子育ての楽しさや喜びを体験する機会が増え、経験を通じて、子どもを産み育てることの意義や家庭の大切さについての理解を深めることが不可欠です。

家庭は子どもにとって生活の場であり、基本的な生活習慣や倫理観などを身につける場です。母親のみならず、父親も含め家庭が確かな養育力を身につけ、自信と責任感を持って子どもを育て、子どもの成長に生きがいと喜びを感じられるよう、地域の中で親自身が成長していけるための支援を進めていくことも必要となります。男女が共に子育てに向き合えるよう、ワーク・ライフ・バランス*が図られた雇用環境の整備とともに、在宅育児家庭への支援の充実が求められます。

また、家庭の子育て力の向上のためには、様々な媒体を活用した情報提供の充実が求められており、子育て家庭のニーズに対応した十分な情報を提供していく必要があります。

◆目標達成に向けた主な取組み

(1) 子育て支援情報の提供体制の充実

<p>①さまざまな情報媒体を使用した子育て支援情報の提供 【子ども教育経営分野】</p> <p>子育て支援ハンドブックの内容を充実し、子育て中の保護者やこれから出産を迎える区民が必要とする情報を提供します。また、民間事業者や自主団体の活動内容もあわせて掲載することにより、団体活動の支援も行います。</p> <p>妊娠・出産・育児に関するアドバイスなどの情報をメール配信し、妊娠中から母親やその家族を支援します。また、区内で実施する子育て支援活動やイベント、子育て支援情報など子育て家庭が必要とする情報を提供します。さらに、区ホームページのコンテンツとしてデジタル地図内に区施設情報などを表示し、子育て家庭の外出を支援します。</p>	<p>①さまざまな情報媒体を使用した子育て支援情報の提供【拡充】 【子ども教育経営分野、子育て支援分野】</p> <p>子育て支援ハンドブックの内容を充実し、子育て中の保護者やこれから出産を迎える区民が必要とする情報を提供します。また、民間事業者や自主団体の活動内容もあわせて掲載することにより、団体活動の支援も行います。</p> <p>妊娠・出産・育児に関するアドバイスを、妊娠期や出産後の子どもの月齢・年齢に合わせてメール配信し、妊娠中から母親やその家族を支援します。また、区内で実施する子育て支援活動やイベント、子育て支援情報など子育て家庭が必要とする情報を提供します。さらに、区ホームページのコンテンツとしてデジタル地図内に区施設情報などを表示し、子育て家庭の外出を支援します。</p> <p>これら配信内容の充実のほか、多言語化への検討を進めます。</p>
<p>②在宅乳幼児の保護者を対象とした保育園や幼稚園での子育て支援事業 【保育園・幼稚園分野】</p> <p>保育園や幼稚園で子育て相談や子育て教室を実施し、育児のノウハウを在宅乳幼児の保護者に提供し、育児不安の解消等子育て支援を行います。</p>	<p>②在宅乳幼児の保護者を対象とした保育園や幼稚園での子育て支援事業 【保育園・幼稚園分野】</p> <p>保育園や幼稚園で子育て相談や子育て教室を実施し、育児のノウハウを在宅乳幼児の保護者に提供し、育児不安の解消等子育て支援を行います。</p>
<p>③保育体験の推進 【保育園・幼稚園分野、学校教育分野】</p> <p>保育園での中高生の乳幼児ふれあい体験や幼稚園での小学生と園児の交流、区立中学校での保育体験を実施し、命の尊さや心身の発達に関する知識を学ぶことで将来の子育てに対する期待や意欲を育みます。</p>	<p>③保育体験の推進 【保育園・幼稚園分野、学校教育分野】</p> <p>保育園での中高生の乳幼児ふれあい体験や幼稚園での小学生と園児の交流、区立中学校での保育体験を実施し、命の尊さや心身の発達に関する知識を学ぶことで将来の子育てに対する期待や意欲を育みます。</p>
<p>④すこやか福祉センターにおける親の学びの場の提供 【地域ケア分野】</p> <p>子育て中の親に学びの場を提供し、抱えている悩みの軽減や参加者相互の交流を図ります。グループ討議を中心にした参加型講座を行うほか、子どもの成長に合わせた子育てや遊びの工夫などについて学びます。</p>	<p>④すこやか福祉センターにおける親の学びの場の提供 【地域ケア分野】</p> <p>子育て中の親に学びの場を提供し、抱えている悩みの軽減や参加者相互の交流を図ります。グループ討議を中心にした参加型講座を行うほか、子どもの成長に合わせた子育てや遊びの工夫などについて学びます。</p>
<p>⑤ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の促進 【企画分野】</p> <p>ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講演会や区内事業者への働き方の提案研修などを行います。</p>	<p>⑤ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の促進 【企画分野】</p> <p>ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講演会や区内事業者への働き方の提案研修などを行います。</p>
<p>⑥保護者同士の交流や相談事業の充実(利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業の拡充等) (★) 【地域ケア分野、地域活動推進分野】</p> <p>すこやか福祉センター等において、乳幼児親子の交流の場を提供し、子育て相談や子育てに関する講座等を実施するほか、ニーズに応じた教育・保育や子育て支援サービスのコーディネートを行い、子育て家庭の孤立感や子育ての負担感の解消を図ります。また、地域住民が行う子育て支援活動を支援し、<u>保護者や子どもが集い、交流できる場を整えます。</u></p>	<p>⑥保護者同士の交流や相談事業の充実(利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業の拡充等) (★) 【地域ケア分野、地域活動推進分野】</p> <p>すこやか福祉センター等において、乳幼児親子の交流の場を提供し、子育て相談や子育てに関する講座等を実施するほか、ニーズに応じた教育・保育や子育て支援サービスのコーディネートを行い、子育て家庭の孤立感や子育ての負担感の解消を図ります。また、地域住民が行う子育て支援活動を支援し地域内でのネットワーク強化を図るとともに、身近な場所で保護者や子どもが集い、交流できる場の拡充を進めます。</p>

目標Ⅱ 充実した教育や支援に支えられる子育て家庭

現行計画

検討案

◆取組みの柱1 多様で質の高い教育・保育の提供
 現状と課題

子どもの出生数や合計特殊出生率は、区においても全国の傾向と同じように年々減少してきました。しかし、子どもの出生数は平成17年ごろを底として、現在増加傾向にあります。ただし、将来的には一層の少子化の進行が予測されています。

少子化により兄弟姉妹の数も少なくなり、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少していることから、集団生活による教育・保育は子どもの育ちにとって大切な経験となります。幼稚園、認定こども園、保育施設が質の高い幼児教育や保育を提供できるよう、多様なニーズに応じた教育・保育の環境整備を行っていく必要があります。

また、小学校入学時にこれまでの生活との違いに適応できない子どもたちも見られます。小学校への円滑な接続を図るため、幼稚園、認定こども園、保育施設と小学校が相互に理解を深め、より充実した連携を図る必要があります。

少子化の進行により兄弟姉妹の数も少なくなり、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少していることから、集団生活による教育・保育は子どもの育ちにとって大切な経験となります。

幼稚園、認定こども園、保育施設が、それぞれの役割を十分に発揮できる環境整備とともに、公立・私立の区別なく、中野のすべての子どもたちが質の高い教育・保育を受けられるよう就学前教育の充実を図っていく必要があります。

また、小学校入学時にこれまでの生活との違いに適応できない子どもたちも見られます。小学校への円滑な接続を図るため、幼稚園、認定こども園、保育施設と小学校が相互に理解を深め、より充実した連携を図る必要があります。

幼児教育の現状と課題

3歳以上の子どものほとんどが、幼稚園や認定こども園、保育施設などの教育・保育施設を利用しています。

幼児期は子どもの心身が急速に成長する時期です。そのため、幼児教育には、子どもに人との関わりあいを深めさせ、人間形成の基礎や社会性を培う目的があります。就学後の教育との連続性についても十分配慮し、子どもたちが等しく、質の高い幼児教育を受けるため、幼稚園や保育施設は極めて重要な役割を担っています。

また、多様な施策展開が図られる各種保育サービスにおいても、養護と教育が一体的に展開され、乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくことが必要です。

そして、幼稚園、認定こども園、保育施設のいずれを利用した場合であっても、健康、人間関係、環境、言葉、表現といった視点を大切にして、子どもが経験を積み重ねていく中で、生きる力の基礎を培っていくことが必要です。

幼児期は、健康な体づくり、言葉や表現、基本的な生活習慣、人間形成の基礎となる社会性などを身に付け、子どもの心身が急速に成長する時期です。

中野区では、3歳以上の子どものほとんどが、幼稚園や認定こども園、保育施設などの教育・保育施設を利用しており、幼稚園、認定こども園、保育施設は重要な役割を担っています。

平成30年4月からの新たな幼稚園教育要領や保育所保育指針等を踏まえ、中野に育つすべての子どもに質の高い幼児教育・保育を提供し、知識・技能や思考力・判断力・表現力等の基礎、人間性や社会性等を育てていくことが求められています。

近年発達の違いや障害など特別な支援が必要な子どもが増加傾向にあります。幼稚園や認定こども園、保育施設などでの受け入れ体制を整えていくとともに、養護と教育を一体的に展開し、一人ひとりの状況に応じた特別支援教育を提供していくことが必要です。

また、小学校への円滑な接続については、乳幼児期から義務教育までの子どもの発達や学びの連続性を見据えた教育が重要です。幼稚園、認定こども園、保育施設と小学校が相互に教育内容や指導方法等について理解を深めるとともに、子どもと児童との交流を図るなど、保幼小の連携をさらに推進し、子どもたちの小学校生活への期待感を高めていくことが求められています。

健康、人間関係、環境、言葉、表現といった視点を大切にして、すべての子どもが経験を積み重ねていく中で、生きる力の基礎を培っていくことが必要です。

保育の現状と課題

<p>保育園への申込み数をはじめ、保育の希望は増加傾向にあり、依然として待機児童がいることから、対策を講じることが重要な課題となっています。</p> <p>区では、区立保育園の建替え・民営化の際に定員の拡大を図るとともに、保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育園における延長保育などの保育サービスだけでなく、認証保育所や家庭福祉員、グループ型家庭的保育事業の新規開設など、さまざまな保育サービスの拡充に努めてきました。</p> <p>「中野区子ども・子育てアンケート調査」の結果をみると、定期的に利用したいと考える施設や事業では「認可保育所」が43.1%と最も多く、次いで「幼稚園（31.7%）」「幼稚園の預かり保育の定期利用（19.9%）」「認定こども園・保育園卒長時間利用（11.8%）」「ファミリー・サポート事業（11.1%）」「認証保育所（10.2%）」となっています。</p> <p>今後は、子育て家庭が多様な選択肢の中から、自らのライフスタイルにあった保育サービスを選び、子どもが質の高い教育・保育を受けられるよう、<u>保育園の定員拡大等の対策のみならず、新たに区の認可事業となった家庭的保育事業などの地域型保育事業*</u>を展開、推進していく必要があります。</p> <p>また、<u>現在、区内のすべての私立幼稚園が、平日の教育時間前後や長期休業中において預かり保育を実施しています。</u>子ども・子育て支援新制度*（以下、「新制度」という。）で実施される、幼稚園型の一時預かり事業を進め、子育て支援の充実を図っていく必要があります。</p> <p>これまで、サービスの担い手として、民間活力の導入を進めたことにより、多様な保育サービスが展開され、区民ニーズへの対応が図られてきています。保育の質をより一層向上させるため、<u>保育人材の確保や保育環境の適切な整備を進めるとともに、第三者評価制度*や苦情処理制度の仕組みを活用し、民間事業者が質の高い保育サービス等を提供できるよう支援を行っていきます。</u></p>	<p>中野区における保育ニーズは、子どもの人数や共働き世帯の増加などにより、0歳～5歳すべての年齢において年々増加傾向にあります。</p> <p>区では、民間保育施設や地域型保育事業の新規誘致、区立保育園の建替え・民営化などにより定員の拡大を図ってきましたが、依然として待機児童は解消できておらず、さらなる対策が求められています。</p> <p>また、多様化する保護者の就労形態に対応するため、保育園における延長保育などさまざまな保育サービスの拡充に努めてきました。</p> <p>「中野区子ども・子育てアンケート調査」の結果をみると、定期的に利用したいと考える施設や事業では「認可保育所」が43.1%と最も多く、次いで「幼稚園（31.7%）」「幼稚園の預かり保育の定期利用（19.9%）」「認定こども園・保育園卒長時間利用（11.8%）」「ファミリー・サポート事業（11.1%）」「認証保育所（10.2%）」となっています。</p> <p>今後は、子育て家庭が多様な選択肢の中から、自らのライフスタイルにあった保育サービスを選び、<u>すべての子どもたちが質の高い教育・保育を受けられるよう環境を整備していく</u>必要があります。</p> <p>現在、区内のすべての私立幼稚園が、平日の教育時間前後や長期休業中において預かり保育を実施しています。子ども・子育て支援新制度*（以下、「新制度」という。）で実施される、幼稚園型の一時預かり事業を進め、子育て支援の充実を図っていく必要があります。</p> <p>これまで、サービスの担い手として、民間活力の導入を進めたことにより、多様な保育サービスが展開され、区民ニーズへの対応が図られてきています。保育の質をより一層向上させるため、<u>職員研修や保幼合同の事例研究等の充実、第三者評価制度、苦情処理制度の仕組みを活用するなど保育環境の適切な整備を進め、民間事業者が質の高い保育サービス等を提供できるよう支援を行っていきます。</u></p>
---	--

◆目標達成に向けた主な取組み

(1) ライフスタイルに応じた教育・保育の選択

<p>①私立幼稚園の新制度への移行と認定こども園への転換に向けた支援（★） 【保育園・幼稚園分野】 新制度への移行や認定こども園への転換を希望する幼稚園について必要な支援を行います。</p>	<p>①認定こども園の整備（★） 【保育園・幼稚園分野】 幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、様々なライフスタイルの家庭が利用できる認定こども園の整備を進めます。</p>
<p>②私立幼稚園の一時預かり事業及び預かり保育事業補助（★） 【保育園・幼稚園分野】 新制度で新たに創設される在園児を対象とした一時預かり事業（幼稚園型）を進めます。<u>現在実施している私立幼稚園の預かり保育事業への支援も継続します。</u></p>	<p>②私立幼稚園の一時預かり事業及び預かり保育事業補助（★） 【保育園・幼稚園分野】 子ども・子育て支援事業に基づく幼稚園型の一時預かり事業を推進するとともに、私立幼稚園の預かり保育事業への支援も継続します。</p>

<p>③現行制度の私立幼稚園保護者への支援 【保育園・幼稚園分野】 現行制度の私立幼稚園を利用する保護者に対して補助を継続します。</p>	<p>③私立幼稚園保護者等への支援 【保育園・幼稚園分野】 私立幼稚園を利用する保護者に対して入園料と保育料を補助します。また、新制度へ移行した私立幼稚園等を利用する保護者に対しては、各園が幼児教育の質を向上させるために保護者に求める特定負担額について、一定の基準で補助を実施します。</p>
<p>④新制度の私立幼稚園等保護者への支援 【保育園・幼稚園分野】 新制度の私立幼稚園等を利用する保護者に対しては、各園が幼児教育の質を向上させるために独自に保護者に負担を求める費用について、一定の基準で補助を実施します。</p>	<p>(③私立幼稚園保護者等への支援 に統合)</p>
<p>⑤区立保育園の民営化による保育環境の整備と定員の拡大(★) 【保育園・幼稚園分野】 区立保育園の民営化を進め、民間活力を活用し、多様な保育ニーズに対応するとともに定員の拡大を図ります。</p>	<p>④区立保育園の民営化による保育環境の整備と定員の拡大(★) 【保育園・幼稚園分野】 区立保育園の民営化を進め、民間活力を活用し、多様な保育ニーズに対応するとともに定員の拡大を図ります。</p>
<p>⑥民間の保育園及び地域型保育事業の誘致、運営支援(★) 【保育園・幼稚園分野】 保育園及び地域型保育事業を誘致し、保育ニーズに合わせて、適切な整備を進めます。</p>	<p>⑤民間の保育園及び地域型保育事業の誘致、運営支援(★) 【保育園・幼稚園分野】 保育園及び地域型保育事業を誘致し、保育ニーズに合わせて、適切な整備を進めます。</p>
<p>⑦認可保育施設への転換に向けた支援(★) 【保育園・幼稚園分野】 認可外保育施設が、保育園または地域型保育事業へ転換する場合に必要な支援を行い、保育サービスの供給を増やします。</p>	<p>⑥認可保育施設への転換に向けた支援(★) 【保育園・幼稚園分野】 認可外保育施設が、保育園または地域型保育事業へ転換する場合に必要な支援を行い、保育サービスの質の向上と供給を増やします。</p>
<p>⑧認可外保育施設保護者への支援 【保育園・幼稚園分野】 認証保育所等の利用者負担を軽減するため、認証保育所等保護者補助を引き続き実施します。また、認可外保育施設を利用する保護者のうち、認可保育施設の利用を希望し、待機している保護者に対して補助を実施します。</p>	<p>⑦認可外保育施設保護者への支援 【保育園・幼稚園分野】 認証保育所等の利用者負担を軽減するため、認証保育所等保護者補助を引き続き実施します。また、認可外保育施設を利用する保護者のうち、認可保育施設の利用を希望し、待機している保護者に対して補助を実施します</p>
<p>⑨休日保育 【子育て支援分野、保育園・幼稚園分野】 休日に保護者の就労や急な傷病や出産による入通院などにより家庭で保育ができない場合に、保育園で一時的に日中の保育を行います。</p>	<p>⑧休日保育 【子育て支援分野、保育園・幼稚園分野】 休日に保護者の就労や急な傷病や出産による入通院などにより家庭で保育ができない場合に、保育園で一時的に日中の保育を行います。</p>
<p>⑩延長保育(★) 【保育園・幼稚園分野】 保育園全園にて、保護者の就労状況等による延長保育を行うとともに、今後新たに整備する保育園等においても実施します。</p>	<p>⑨延長保育(★) 【保育園・幼稚園分野】 保育園全園にて、保護者の就労状況等による延長保育を行うとともに、今後新たに整備する保育園等においても実施します。</p>
<p>⑪病児・病後児保育、病児対応(ファミリー・サポート事業)(★) 【子育て支援分野】 病気回復期の乳幼児を日中預かる病後児保育、ファミリー・サポート事業での病児対応を行います。また、医療機関と連携した病児保育を行うための体制を整えます。</p>	<p>⑩病児・病後児保育、病児対応(ファミリー・サポート事業)(★) 【子育て支援分野】 病気やけがにより集団保育等が困難な乳幼児を日中預かる病児・病後児保育、ファミリー・サポート事業での病児対応を行います。</p>

(2) 質の高い教育・保育の提供推進

<p>①幼稚園教諭及び保育施設等職員の研修・合同研究の充実による専門性の向上 【保育園・幼稚園分野】 職員の能力、専門性の向上を図り、幅広い対応力を身につけるため、区内の幼稚園や保育施設等の職員を対象とした研修を充実します。</p>	<p>①教育・保育の質の向上 (★) 【保育園・幼稚園分野】 職員の能力、専門性の向上を図るとともに、特別な支援を必要とする子どもへ適切な支援を行っていくため、区内の幼稚園や保育施設等への巡回指導や保幼合同の実践的な研究・交流、職員を対象とした研修を充実します。</p>
<p>(新規)</p>	<p>②指導検査体制の強化(★) 【保育園・幼稚園分野】 運営管理、保育内容、会計経理等について、区による指導検査を実施し、必要な助言、勧告又は是正等の措置を講ずることにより、保育施設の適正な運営の確保、保育内容の向上及び事故の未然防止等を図ります。</p>
<p>(新規)</p>	<p>③義務教育への円滑な移行 【学校教育分野、保育園・幼稚園分野】 子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育の連携を推進するための「中野区就学前教育プログラム」を活用するとともに、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムの作成や園児と児童の交流等を通じて、保幼小の双方向から連携強化を進め、小学校への円滑な接続を図ります。</p>
<p>②保幼小連絡協議会等の活用による連携事業の促進 【保育園・幼稚園分野】 保育施設と幼稚園、小学校を中心とした保幼小の連携を基盤に、多様な保育施設・事業との連携を進めます。子どもの発達と学びの連続性を踏まえた教育の連携を推進するための「中野区就学前教育プログラム」を活用し、保幼小の連携強化を進め、児童の小学校への円滑な移行を図ります。</p>	<p>④保幼小連携の促進 【保育園・幼稚園分野】 保育施設と幼稚園、小学校を中心とした保幼小連絡協議会を基盤に連携を進めるとともに、それぞれの教育内容や指導内容について相互理解を深めるなど、保幼小連携を推進します。また、就学前教育の充実を図っていくため、保幼小連携にかかるモデル地区の設定や新たな協議会の設置等について検討を進めていきます。</p>
<p>③連携施設等の支援による保育サービスの質の向上 【保育園・幼稚園分野】 保育園や幼稚園が地域型保育事業の連携施設としての役割を担えるよう調整し、地域型保育事業の保育環境を整えます。また、連携施設間での合同保育の実施や区による保育施設への指導・監督により、保育内容の向上に努めます。さらに、保育施設が第三者評価を受審し、自ら保育サービスの質を向上させる取組みを進めます。</p>	<p>⑤連携施設等の支援による保育サービスの質の向上 【保育園・幼稚園分野】 保育園や幼稚園が地域型保育事業の連携施設としての役割を担えるよう調整し、地域型保育事業の保育環境を整えます。さらに、保育施設が第三者評価を受審し、自ら保育サービスの質を向上させる取組みを進めます。</p>
<p>(新規)</p>	<p>⑥障害児対応の推進 再掲 1 - 4</p>

目標Ⅱ 充実した教育や支援に支えられる子育て家庭

現行計画

検討案

◆取組みの柱2 ニーズに応じた子育てサービスの推進
現状と課題

在宅で子どもを育てている保護者においては、育児疲れの解消などを理由として一時保育を利用するケースが年々増えている現状があります。このため、子育て家庭が孤立しない段階での早期発見・予防と、ライフスタイルの変化に対応した子育て支援サービスの充実が求められています。

学齢期の子どもをもつ保護者からは、放課後、子どもが安全に過ごせる場、安心して預けることができる場があることが求められています。このため、共働き世帯が安心して子どもを預けられるように、保護者の就労形態の多様化に対応した放課後の児童の活動場所を確保することが必要です。

引き続き、中学生までの医療費への助成などを行うとともに、子ども施策についての国や都の制度や社会情勢の変化を踏まえ、十分な連携を図りながら、経済的負担が大きい子育て家庭に対する支援を行うことが求められています。

在宅で子どもを育てている保護者においては、育児疲れの解消などを理由として一時保育を利用するケースが増えている現状があります。このため、子育て家庭が孤立しない段階での早期発見・予防やライフスタイルに応じた子育て支援サービスの充実が求められています。

学齢期の子どもをもつ保護者からは、放課後、子どもが安全に過ごせる場、安心して預けることができる場があることが求められています。このため、共働き世帯が安心して子どもを預けられるように、保護者の就労形態の多様化に対応した放課後の児童の活動場所を確保することが必要です。

引き続き、中学生までの医療費への助成などを行うとともに、子ども施策についての国や都の制度や社会情勢の変化を踏まえ、十分な連携を図りながら、多子世帯などの経済的負担が大きい子育て家庭に対する支援を行うことが求められています。

◆目標達成に向けた主な取組み

(1) 頼りになる子育て支援サービスの提供

<p>①利用者支援事業の実施（★） 【地域ケア分野、地域活動推進分野】 すこやか福祉センターで、子育ての相談や地域の子育て支援に関する情報提供とともに、幼稚園や保育施設などの利用について、子育て家庭の状況に応じた個別のプランを作成するなど、必要とするサービスが利用できるよう支援します。</p>	<p>①利用者支援事業の実施（★） 【地域ケア分野、地域活動推進分野】 すこやか福祉センターで、幼稚園等や保育施設、子育ての相談や地域の子育て支援に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭の状況に応じた個別のプランを作成するなど、必要とするサービスが利用できるよう支援します。</p>
<p>②一時的に必要な養育・保育サービスの提供（★） 【子育て支援分野】 保護者が入院や出産などで子どもを養育できないときに、一時的な宿泊を伴う養育支援（子どもショートステイ事業）や、保護者が仕事や病気などの理由により夜間の時間帯において一時的に児童を養育することが困難な場合に行う養育支援（トワイライトステイ事業）を、区内の専用施設で実施します。 また、保護者の急な傷病や出産による入通院、育児疲れなどにより家庭で保育ができない場合に、区内保育園で一時的に日中の保育を行います（一時保育事業）。</p>	<p>②一時的に必要な養育・保育サービスの提供（★） 【子育て支援分野】 保護者が入院や出産などで子どもを養育できないときに、一時的な宿泊を伴う養育支援（子どもショートステイ事業）や、保護者が仕事や病気などの理由により夜間の時間帯において一時的に児童を養育することが困難な場合に行う養育支援（トワイライトステイ事業）を、区内の施設で実施します。 また、保護者の急な傷病や出産による入通院、育児疲れなどにより家庭で保育ができない場合に、区内保育園で一時的に日中の保育を行います（一時保育事業、休日保育事業 再掲2-1）。 身近な地域における短時間の一時預かり事業について検討を進めていきます。</p>
<p>③休日保育（再掲2-1）</p>	<p>③休日保育（再掲2-1） 取組②一時的に必要な養育・保育サービスの提供の下段に含める。</p>
<p>④ファミリー・サポート事業（★） 【子育て支援分野】 子育てを援助したい人と援助を受けたい人を会員として組織し、<u>会員間の相互援助活動の調整、及び運営を中野区社会福祉協議会に委託して行います。</u></p>	<p>④ファミリー・サポート事業（★） 【子育て支援分野】 子育てを援助したい人と援助を受けたい人を会員として組織し、お互いに地域の中で助け合いながら子育てをする活動を中野区社会福祉協議会に委託して実施、支援します。</p>
<p>⑤ひとり親家庭への支援 【子育て支援分野】 小学生以下の子どもがいるひとり親家庭の保護者が傷病などの場合に、ホームヘルパーを派遣するホームヘルプサービスや、母子家庭等の母親や父親が就業につながる能力開発のために教育訓練指定講座を受講した場合の自立教育訓練給付金、資格取得のために養成機関において就業する場合の高等職業訓練促進給付金等の支給を行います。 また、医療費の自己負担分の助成（※）や、児童扶養手当（※）を支給します。</p>	<p>⑤ひとり親家庭への支援 【子育て支援分野】 小学生以下の子どもがいるひとり親家庭の保護者が傷病などの場合に、ホームヘルパーを派遣するホームヘルプサービスや、母子家庭等の母親や父親が就業につながる能力開発のために教育訓練指定講座を受講した場合の自立教育訓練給付金、資格取得のために養成機関において就業する場合の高等職業訓練促進給付金等の支給を行います。 また、医療費の自己負担分の助成（※）や、児童扶養手当（※）を支給します。</p>
<p>⑥放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（★） 【地域ケア分野】 <u>利用対象児童を小学生までとするとともに、民間学童クラブを誘致し特色ある学童クラブを増やします。また、利用ニーズに合わせた取組みを進めます。</u></p>	<p>⑥放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（★） 【地域ケア分野】 時間延長などのサービス充実等により、保護者のニーズに応えるとともに、区立学童クラブでは併設するキッズ・プラザ（放課後子ども教室事業）と一体的な運営により事業の充実を図ります。 民間学童クラブ誘致により、放課後の子どもたちの居場所を拡充するとともに、特色ある学童クラブ事業の充実を図ります。</p>
<p>⑦病児・病後児保育、病児対応（ファミリー・サポート事業）（2-1再掲）（★）</p>	<p>⑦病児・病後児保育、病児対応（ファミリー・サポート事業）（2-1再掲）（★）</p>

<p>⑧乳幼児医療費助成・子ども医療費助成 【子育て支援分野】 就学前の乳幼児及び小学生から中学生までの子どもの医療費（乳幼児医療費助成、子ども医療費助成）の自己負担分を助成します。</p>	<p>⑧乳幼児医療費助成・子ども医療費助成 【子育て支援分野】 乳幼児及び小学生から中学生までの子どもの医療費（乳幼児医療費助成、子ども医療費助成）の自己負担分を助成します。</p>
<p>⑨児童手当、児童育成手当等 【子育て支援分野】 15歳到達の年度末までの子どもの保護者に支給する児童手当や児童育成手当などにより、経済的負担の軽減を図ります。</p>	<p>⑨児童手当、児童育成手当等 【子育て支援分野】 15歳到達の年度末までの子どもの保護者に支給する児童手当や児童育成手当（障害、ひとり親家庭等）などにより、経済的負担の軽減を図ります。</p>
<p>⑩就学援助（※） 【学校教育分野】 児童・生徒の保護者に対し、学用品、給食費、移動教室など就学に必要な経費を援助します。</p>	<p>⑩就学援助 【学校教育分野】 児童・生徒の保護者に対し、学用品、給食費、移動教室など就学に必要な経費を援助します。</p>

目標Ⅲ 地域に生まれ豊かに育つ子どもたち

現行計画

検討案

◆取組みの柱1 子どもや子育て家庭と地域の連携の強化

区内の世帯に占める単身世帯の割合は、全世帯の60%となっています。また、地域活動に参加していない人の割合が60%を超えており、地域のコミュニティづくりの充実が課題となっています。

子どもは、保護者だけでなく、地域の大人たちに見守られながら、さまざまな体験をすることで、心豊かに成長することができます。地域では、青少年育成地区委員会、町会・自治会、商店街などの活動が活発に行われていますが、子育て支援活動に無関心な大人が増えており、地域の育成団体においては、慢性的な人材不足の状況があります。

このような状況を改善するためには、学校を含めた地域の中で子どもと子育て家庭の問題・課題を共有し、解決に向けた取組みを進めるための拠点づくりが必要です。そして、そこに集まる人々が活動を通じて、お互いのつながりを深め、地域への愛着を育むことで、新たな活動の担い手が生まれ、地域全体で子どもの育ちを見守る環境が整えられることが求められています。

また、子どもたちのすこやかな自己形成や社会的自立を促すコミュニケーション能力を醸成するためには、学校と地域の連携した活動により子どもの社会参加や自らの意見を表明する場が確保され、社会全体で受け止める体制をつくることも大切です。

さらに、放課後の居場所としてのキッズ・プラザ*や、放課後子ども教室*等の充実により、すべての子どもが等しく豊かな体験ができる環境づくりを進める必要があります。

子どもは、保護者だけでなく、地域の大人たちに見守られながら、さまざまな体験をすることで、心豊かに成長することができます。地域では、青少年育成地区委員会、町会・自治会、商店街などの活動が行われていますが、**地域活動に参加していない人の割合が70%を超えており、地域のコミュニティづくりの充実が課題となっています。**地域の育成団体等においては、慢性的な人材不足の状況があります。

このような状況を改善するためには、学校を含めた地域の中で子どもと子育て家庭の問題・課題を共有し、解決に向けた取組みを進めるための拠点づくりが必要です。そして、そこに集まる人々が活動を通じて、お互いのつながりを深め、地域への愛着を育むことで、新たな活動の担い手が生まれ、地域全体で子どもの育ちを見守る環境が整えられることが求められています。

また、子どもたちのすこやかな自己形成や社会的自立を促すコミュニケーション能力を醸成するためには、学校と地域の連携した活動により子どもの社会参加や自らの意見を表明する場が確保され、社会全体で受け止める体制をつくることも大切です。

さらに、放課後の居場所としてのキッズ・プラザ*や、放課後子ども教室*等の充実により、すべての子どもが等しく豊かな体験ができる環境づくりを進める必要があります。

◆目標達成に向けた主な取組み

(1) すこやか福祉センターを中心とした子育て・子育て支援のネットワークの強化

<p>①すこやか福祉センターにおける子育て支援活動の情報提供（利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業の拡充）（★） 【地域ケア分野、地域活動推進分野】</p> <p>子育て相談や子育て支援に関する活動の情報提供を行うとともに、個別の利用プランを作成し、子育て家庭の状況に応じた教育・保育や子育て支援サービスをコーディネートします。</p> <p>また、すこやか福祉センターをはじめ、商店街などの子育て家庭の親子が集える身近な場において地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）を実施し、子育て家庭が交流や子育ての相談を気軽に行える環境を整えます。</p> <p>さらに、地域で子育てひろば事業や乳幼児親子の居場所づくり事業を実施する団体の情報の収集及び共有などにより事業間の連携を図り、子育て支援ネットワークを強化するなど、子育て家庭の孤立感や子育ての負担感の解消を図る取組みを進めます。</p>	<p>①すこやか福祉センターにおける子育て支援活動の情報提供（利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業の拡充）（★） 【地域ケア分野、地域活動推進分野】</p> <p>子育ての講習会や相談・地域の子育て支援に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭の状況に応じた個別の支援プランを作成するなど、必要とするサービスが利用できるよう支援します。</p> <p>子育て家庭の親子が集える身近な場において地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）を実施し、子育て家庭が交流や子育ての相談を気軽に行える環境を整えます。</p> <p>さらに、地域で子育てひろば事業や乳幼児親子の居場所づくり事業を実施する団体の情報の収集及び共有などにより事業間の連携を図り、子育て支援ネットワークを強化するなど、子育て家庭の孤立感や子育ての負担感の解消を図る取組みを進めます。</p>
<p>②地域ぐるみで子育てを行うための連携強化 【地域ケア分野】</p> <p>中学校区単位に設置した地区懇談会では、子どもと子育て家庭をめぐる課題や、家庭・地域・学校の連携に関する課題の解決に向けて、協議やさまざまな取組みを行います。</p> <p>今後進められる学校の再編に合わせて地区懇談会の地区割りを見直し、家庭・地域・学校が連携した活動を活性化します。</p> <p>また、子育てや子どもの育ちを支援する地域の連携づくりに向けて、連携の要となる次世代育成委員の地域との関わりを深め、活動の充実を図ります。</p>	<p>②地域ぐるみで子育てを行うための連携強化 【地域ケア分野】</p> <p>中学校区単位に設置した地区懇談会では、子どもと子育て家庭をめぐる課題や、家庭・地域・学校の連携に関する課題の解決に向けて、協議やさまざまな取組みを行います。</p> <p>今後進められる学校の再編に合わせて地区懇談会の地区割りを見直し、家庭・地域・学校が連携した活動を活性化します。</p> <p>また、子育てや子どもの育ちを支援する地域の連携づくりに向けて、連携の要となる次世代育成委員の地域との関わりを深め、活動の充実を図ります。</p> <p>さらに、地域の子育てや育成活動の中核となる人材を育成し、地域コミュニティを強化するための支援を行います。</p>

(2) 子どもの充実した活動の推進と将来の地域人材の育成

<p>① 放課後の子どもの居場所づくり事業（★） （放課後児童健全育成事業＜学童クラブ＞、放課後子ども教室） 【地域ケア分野】</p> <p>民間学童クラブの誘致により、放課後の子どもたちの居場所を拡充するとともに、特色ある学童クラブ事業の充実を図ります。</p> <p>放課後や学校休業日に小学校施設等を活用して、地域のボランティアの協力を得ながら、地域・学校・行政が連携し、学習やスポーツ、交流など子どものさまざまな体験・活動の機会を広げるため、放課後子ども教室の充実を図ります。</p> <p>また、現在8つの小学校で実施しているキッズ・プラザ事業については、すべての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動ができる居場所づくりを進める放課後子ども総合プランの推進を図るため、全小学校への整備を進め、学童クラブ事業と一体的に実施していきます。</p>	<p>① 放課後の子どもの居場所づくり事業（★） （放課後児童健全育成事業＜学童クラブ＞、放課後子ども教室） 【地域ケア分野】</p> <p>広い校庭や体育館を活用し、のびのびと学年を超えて交流し、豊かな体験ができる「放課後の子どもたちの安全安心な遊び場」として全小学校内に放課後子ども教室事業を実施するキッズ・プラザを設置します。</p> <p>学童クラブでは、延長保育などのサービスの充実を図っていますが、区立学童クラブでは、併設するキッズ・プラザで実施する活動にも参加するなど、一体的な運営によりさらに充実を図ります。また、民設民営学童クラブの誘致により、放課後の子どもたちの居場所を拡充するとともに、特色ある学童クラブ事業の充実を図ります。</p> <p>これらの環境整備にあたっては、教育委員会と区長部局である地域支えあい推進室とが連携し、子どもたちが安全で充実した放課後を過ごすことができるよう取り組んでいきます。</p> <p>また、放課後子ども教室推進事業として、放課後や学校休業日に小学校施設等を活用して、地域のボランティアの協力を得ながら、地域・学校・行政が連携し、学習やスポーツ、交流など子どものさまざまな体験・活動の機会を広げていきます。</p>
<p>②中高生への健全育成事業（ハイティーン会議等） 【子育て支援分野】</p> <p>中高生の社会参加を支援するとともに、自らの考えを発表する機会・場を提供する事業の充実を図ります。</p>	<p>②中高生への健全育成事業 【子育て支援分野】</p> <p>中高生の社会参加を支援するとともに、自らの考えを発表する機会・場を提供する事業の充実を図ります。</p>

目標Ⅲ 地域に生まれ豊かに育つ子どもたち

現行計画

検討案

◆取組みの柱2 子どもの安全を守る活動の充実
現状と課題

区内では「不審者から声をかけられた」「ちかん行為の被害に遭った・遭いそうになった」などの被害が発生しています。子どもの犯罪被害を未然に防止するため、区の青色灯防犯パトロールカーによるパトロール、町会でのパトロール活動やPTA連合会による子ども110番の家事業など、さまざまな取組みを行っています。

また、子どもの交通事故は、件数としては減少傾向にありますが、引き続き、交通安全指導や地域の交通安全活動への支援を充実していく必要があります。

一方、インターネットを通じた事件では、子どもが被害者となるケースが増えています。特に、出会い系サイト*の被害を受けた子どもの97%以上がアクセス手段として携帯電話を利用しているなど、電子モバイル機器*を利用した犯罪が増えています。また、インターネットや携帯電話の利用が急速に普及する中、大人の知らないところで、子どもが誹謗・中傷を受けるといった被害も発生しています。さらに、薬物乱用のケースも増加傾向にあります。

区教育委員会が平成26年5月に、区立小学校4～6年生及び区立中学校1～3年生を対象に実施した、「携帯電話、スマートフォン、通信機能付き携帯ゲームの利用状況等について」の調査において、自分専用の携帯電話等を持っている児童・生徒のうちフィルタリング等を設定している小学生は41%、中学生は45%でした。また、「フィルタリングがかけられているかわからない」と回答した小学生は43%、中学生は33%となっています。さらに、「知らない人と会話やメッセージのやり取りをしたことがある」と回答した小学生は23%、中学生は45%で学年が上がるにつれて増加しています。今後、ネット社会における匿名性がもたらす危険等について、児童・生徒への指導とともに、保護者への意識啓発に取り組む必要があります。

区内では「不審者から声をかけられた」「ちかん行為の被害に遭った・遭いそうになった」などの被害が発生しています。子どもの犯罪被害を未然に防止するため、区の青色灯防犯パトロールカーによるパトロール、町会でのパトロール活動やPTA連合会による子ども110番の家事業など、さまざまな取組みを行っています。

また、子どもの交通事故は、件数としては減少傾向にありますが、引き続き、交通安全指導や地域の交通安全活動への支援を充実していく必要があります。

一方、インターネットを通じた事件では、子どもが被害者となるケースが増えています。特に、出会い系サイト*の被害を受けた子どもの97%以上がアクセス手段として携帯電話・スマートフォン*を利用しているなど、電子モバイル機器*を利用した犯罪が増えています。また、インターネットや携帯電話等の利用が急速に普及する中、大人の知らないところで、子どもが誹謗・中傷を受けるといった被害も発生しています。さらに、薬物乱用のケースも増加傾向にあります。

区教育委員会が平成28年5月に、区立小学校4～6年生及び区立中学校1～3年生を対象に実施した、「携帯電話、スマートフォン、通信機能付き携帯ゲームの利用状況等について」の調査において、自分専用の携帯電話等を持っている児童・生徒のうちフィルタリング等を設定している小学生は51%、中学生は50%でした。また、「フィルタリングがかけられているかわからない」と回答した小学生は36%、中学生は31%となっています。さらに、「知らない人と会話やメッセージのやり取りをしたことがある」と回答した小学生は21%、中学生は45%で学年が上がるにつれて増加しています。今後、ネット社会における匿名性がもたらす危険等について、児童・生徒への指導とともに、保護者への意識啓発に取り組む必要があります。

◆目標達成に向けた主な取組み

(1) 防犯・防災知識の習得と防犯力の向上

<p>①中高生を対象とした防災訓練の推進 【防災・都市安全分野】 地域の防災活動のリーダーとして活躍できる中学生、高校生向けの防災訓練の学校等での実施を推奨、支援します。</p>	<p>①中高生を対象とした防災訓練の推進 【防災分野】 地域の防災活動のリーダーとして活躍できる中学生、高校生向けの防災訓練の学校等での実施を推奨、支援します。</p>
<p>②事故や犯罪被害の防止 【学校教育分野、防災・都市安全分野】 児童の通学路への防犯カメラの設置や、家庭、学校、地域、警察署等と連携した通学路点検の実施により、事故や犯罪被害の防止を図ります。 安全・安心(防犯)メールによる適切な情報発信や、地域団体等による防犯パトロールを推進していくとともに、警察署をはじめとする関係機関との連携強化を図ることにより、安全で安心なまちづくりを進めていきます。</p>	<p>②事故や犯罪被害の防止 【学校教育分野、生活・交通安全分野】 児童の通学路への防犯カメラの設置や、家庭、学校、地域、警察署等と連携した通学路点検の実施により、事故や犯罪被害の防止を図ります。 学校情報配信システムによる子どもたちの安全に係る適切な情報発信や、地域団体等による防犯パトロール、子ども110番の家、を推進していくとともに、警察署をはじめとする関係機関との連携強化を図ることにより、安全で安心なまちづくりを進めていきます。</p>
<p>③子どもに対する交通安全指導(保・幼・小)、セーフティ教室(学校) 【防災・都市安全分野】 警察署やPTA等と協力し、自転車点検や安全指導などの交通安全教室を各小学校で実施します。小・中学校では、児童・生徒の健全育成の活性化を図るとともに、警察等関係機関及び保護者・地域と連携して犯罪被害防止教育の一層の充実を図ります。</p>	<p>③子どもに対する交通安全指導(保・幼・小)、セーフティ教室(学校) 【生活・交通安全分野】 警察署やPTA等と協力し、自転車点検や安全指導などの交通安全教室を各小学校で実施します。小・中学校では、児童・生徒の健全育成の活性化を図るとともに、警察等関係機関及び保護者・地域と連携して犯罪被害防止教育の一層の充実を図ります。</p>
<p>④情報モラル教育の推進、保護者への啓発推進 【学校教育分野】 各学校において、ファミリールール講座*等を活用した情報モラル教育*を実施し、保護者への啓発を図っていきます。また、児童・生徒の携帯電話・スマートフォン等の利用状況を把握したうえで、情報モラル教育を実施していきます。</p>	<p>④情報モラル教育の推進、保護者への啓発推進 【学校教育分野】 各学校において、ファミリールール講座*等を活用した情報モラル教育*を実施し、保護者への啓発を図っていきます。また、児童・生徒の携帯電話・スマートフォン等の利用状況を把握したうえで、情報モラル教育を実施していきます。</p>